

株 主 各 位

東京都墨田区堤通1丁目19番9号
大林道路株式会社
取締役社長 石井 哲夫

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 いよいよご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都墨田区堤通1丁目19番19号
株式会社大林組研修センター 1階 大研修室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第78期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。ただし、代理人は1名とさせていただきます。

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.obayashi-road.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、原油をはじめとする天然資源の高騰により原材料価格が大幅に上昇して始まりましたが、サブプライムローンに端を発する9月の米国発の金融危機が世界中に拡大、急激な世界経済の縮小と円高の影響により輸出が急減、製造業を中心としたかつてない大幅な減産による雇用調整などにより、実体経済が急速に悪化いたしました。

道路建設業界におきましては、公共工事は低調に推移し、民間工事に期待がありました。民間設備投資も実体経済の急速な悪化により、中止、延期されるなど工事受注の先行き不透明感が一段と強まりました。

また、製品販売につきましては、第2四半期までは、アスファルト等の原材料価格高騰分の販売価格への転嫁が進まず、市場規模の縮小による販売戦略の見直しが迫られるなど概して厳しい状況にありました。

このような状況下で、当社は工事の受注量の確保と製品販売価格の改定に注力いたしました。その結果、当期の受注高は前期と比べ12.0%減の約905億2千万円、売上高は前期と比べ2.7%減の約921億7千万円となりました。利益につきましては、製品売上総利益は改善いたしました。が、工事の利益率が低下したこと、売上高が減少したこと等により、売上総利益は前期と比べ約2億6千万円減の約63億8千万円、経常利益は前期と比べ約9千万円減の約13億3千万円となりました。

当期純利益につきましては、遊休となった土地と製品部門のうち収益性が低下した事業所の減損損失約2億7千万円を特別損失に計上した結果、前期に比べ約1億5千万円減の約3億3千万円となりました。

(2) 部門別の概況

① 工事部門

当期の受注高は、官公庁工事が前期に比べ11.7%減の約265億円、民間工事は14.9%減の約490億円となりましたので、工事部門の総受注高は前期に比べ13.8%減の約755億円となりました。

また、完成工事高は前期に比べ2.9%減の約772億円、完成工事総利益は受注競争の激化により完成工事利益率が低下し、前期に比べ22.6%減の約39億円となりました。

工事部門における主な受注工事及び完成工事は、次表のとおりであります。

〔主要受注工事〕

発注者	工 事 名	工事場所
国土交通省北海道開発局	旭川紋別自動車道 上川町 中越トンネル舗装外一連工事	北海道
国土交通省東北地方整備局	江の尻道路舗装工事	宮城県
東京都北区	旧豊島中学校土壌汚染対策工事	東京都
国土交通省中部地方整備局	平成20年度三遠南信鳳来地区三遠トンネル舗装工事	愛知県
西日本高速道路株式会社	第二京阪道路 交野舗装工事	大阪府
防衛省熊本防衛支局	新田原(20)滑走路等整備土木工事	宮崎県
内閣府沖縄総合事務局	平成20年度兼城地区舗装修繕その他工事	沖縄県

[主要完成工事]

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	磐越自動車道 いわき小野舗装工事	福島県
成田国際空港株式会社	平行誘導路北側延伸部舗装工事	千葉県
江東区	新砂運動場改修工事	東京都
豊田市	都市計画道路竹生線 道路改良工事 (南工区)	愛知県
国土交通省近畿地方整備局	163号古市緑電線共同溝工事	大阪府
関西国際空港株式会社	貨物エプロン等工事	大阪府
国土交通省中国地方整備局	国道2号手城町電線共同溝工事	広島県

② 製品部門等

当期のアスファルト合材その他製品販売は、公共工事の縮小によるアスファルト合材の需要の減少もあり、製品売上高は前期に比べ1.9%減の約149億円となりました。製品売上総利益は、第2四半期までは、原材料価格の高騰による販売価格の改定が進まず、利益は低迷しておりましたが、原油価格の下落に伴う原材料価格の低下が期末に急速に表れました結果、前期に比べ54.3%増の約24億円となりました。

③ 当期の部門別受注高、売上高及び繰越高

(単位：百万円)

部門別	前 繰 越 高	当 受 注 高	当 売 上 高	次 繰 越 高
工 事 部 門	41,001	75,565	77,215	39,351
製 品 部 門 等	—	14,960	14,960	—
計	41,001	90,526	92,176	39,351

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 資金調達の状況

当期は、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資額は約14億円で、その主なものはアスファルトプラント及び建設廃材の中間処理設備の更新、営業所の建て替えであります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	第 75 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	第 76 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第 77 期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第78期(当期) (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
受 注 高	89,936	92,604	102,899	90,526
売 上 高	89,979	86,631	94,764	92,176
当 期 純 利 益	500	518	495	336
1株当たり当期純利益	10円73銭	11円10銭	10円62銭	7円21銭
総 資 産	78,522	77,874	78,194	75,850
純 資 産	22,257	22,644	22,843	22,871

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
3. 第76期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

<参考>連結決算の推移

(単位：百万円)

項 目	第 75 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	第 76 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第 77 期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第78期(当期) (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
受 注 高	91,504	93,861	103,182	90,974
売 上 高	91,600	88,139	95,048	92,533
当 期 純 利 益	556	464	551	355
1株当たり当期純利益	11円85銭	9円96銭	11円82銭	7円63銭
総 資 産	79,161	78,106	78,495	76,168
純 資 産	22,464	22,794	23,049	23,096

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社大林組であり、同社は当社の株式18,746千株（議決権比率40.66%）を保有いたしております。

親会社とは、建築外構工事、土木工事などを通じて一定の取引があり、今後とも安定的な取引を継続し、必要な情報・技術などの交流を図り、緊密な関係を維持していく所存であります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
東洋テクノ建設株式会社	50	100	スポーツ関連工事等
東洋パイプリノベート株式会社	50	100	管更生工事等

(注) 東洋テクノ建設株式会社と東洋パイプリノベート株式会社は、平成21年7月1日をもって合併し、東洋パイプリノベート株式会社とする予定であります。

(7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界的な金融危機、実体経済の急激な収縮による企業収益や雇用情勢の悪化、個人消費の冷え込みなどにより、景気は低迷するものと思われれます。

道路建設業界におきましては、政府の経済対策による公共工事の増加に期待がありますが、民間設備投資は当面低迷することが予想され、今後も厳しい経営環境が続くものと思われれます。

当社は、このような情勢の下で、経営基盤である舗装工事、土木工事及び合材事業において受注量及び販売量を確保するため、工事部門においては、総合評価方式による一般競争入札に対応した技術提案力、施工力の更なる向上に努め、製品部門においては、製造拠点の強化、品質の向上を図る所存であります。さらに、社会資本の維持管理、修繕（リニューアル）分野や環境関連分野の強化を図ることで安定的な収益を確保し、社会に必要とされる健全な企業を目指していく所存であります。

(8) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社は建設業法により、特定建設業者〔(特-19)第2523号〕として国土交通大臣の許可を受け、建設業及びこれに関連する事業を行っております。

その主な内容は、舗装工事、土木工事及び建築工事の請負並びにアスファルト合材の製造・販売及び再生砕石の製造・販売等であります。

(9) 主要な営業所等（平成21年3月31日現在）

本 店 東京都墨田区堤通1丁目19番9号

支 店 関東支店(東京都千代田区)、大阪支店(大阪市)、
北海道支店(札幌市)、東北支店(仙台市)、北信越支店(新潟市)、
中部支店(名古屋市)、中国支店(広島市)、九州支店(福岡市)、
四国支店(高松市)

営 業 所 全国各地52カ所

アスファルト混合所 全国各地45カ所(うちシーロフレックス製造センター2カ所)

そ の 他 技術研究所(東京都清瀬市)、機械センター(埼玉県久喜市)

子 会 社 東洋テクノ建設株式会社(東京都墨田区)

東洋パイプリーノベート株式会社(東京都墨田区)

(10) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

従 業 員 数		平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
期 末 員 数	前 期 末 比 増 減		
1,107名	16名増	41.7歳	17.0年

(注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか、契約社員及びパートタイマーを期中平均217名雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況 (平成21年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 三菱東京UFJ銀行	2,200百万円
株式会社 三井住友銀行	1,700百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,400百万円
農林中央金庫	1,100百万円

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成21年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 46,818,807株 |
| (3) 株主数 | 5,311名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	議決権比率
	千株	%
株式会社大林組	18,746	40.66
大林道路従業員持株会	1,752	3.80
コスモ石油株式会社	1,679	3.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	1,138	2.46
日本生命保険相互会社	926	2.00
大林道路柏友持株会	750	1.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	716	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	712	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	675	1.46
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナル ルキャップパリュールポータル	671	1.45

(注) 議決権比率は、議決権数46,095個に基づいて算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
石井 哲夫	代表取締役社長	
水谷 裕	代表取締役	専務執行役員 営業・工事・合材・技術全般
鈴木 克博	取締役	常務執行役員 中国支店長
川田 文和	取締役	常務執行役員 事務部門統括
濱田 道博	取締役	常務執行役員 営業部門統括、経営企画・合材事業担当
鹿島 晃	常勤監査役	
堅田 浩	常勤監査役	
杉山 秀樹	監査役	株式会社大林組グループ事業統括室長
杉本 重治	監査役	株式会社大林組業務管理室長

- (注) 1. 監査役鹿島晃氏、監査役杉山秀樹氏及び監査役杉本重治氏の3名は、社外監査役であります。
2. 監査役鹿島晃氏、監査役杉山秀樹氏及び監査役杉本重治氏は、次のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役鹿島晃氏は、株式会社大林組の経理部副部長、監査室長を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役杉山秀樹氏は、株式会社大林組のグループ事業統括室長として同社の子会社の財務・会計を統括管理しておりますので、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役杉本重治氏は、株式会社大林組の財務部副部長、総合企画室部長などを歴任し、現在、内部統制及び内部監査を担当する業務管理室長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 平成21年4月1日付けで取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
水谷 裕	代表取締役	専務執行役員 安全品質環境・技術全般
川田 文和	取締役	常務執行役員 事務部門統括、経営企画担当
濱田 道博	取締役	常務執行役員 営業部門統括、合材事業担当

4. 当事業年度中に辞任した会社役員

小柳郁夫氏は、平成20年6月24日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	8名	123百万円	取締役報酬限度額は、月額15百万円以内 (平成17年6月定時株主総会決議)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	32百万円 (16百万円)	監査役報酬限度額は、月額3百万円以内 (平成4年6月定時株主総会決議)

(注) 上記には、平成20年6月24日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。なお、昨年退任した非常勤監査役1名及び現任の非常勤監査役2名に対しては、報酬を支払っておりません。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成17年6月24日開催の第74期定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議しており、これに基づき平成20年6月24日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役2名(うち社外監査役1名)に対し、次のとおり役員退職慰労金を支払っております。

取締役3名に対し、69百万円

監査役2名に対し、7百万円(うち社外監査役1名 5百万円)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

氏名	会社における地位	主な活動状況
鹿島 晃	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会8回及び監査役会7回すべてに出席し、主にコンプライアンスの観点から議案、審議等につき適宜必要な発言を行っております。
杉山 秀樹	社外監査役	昨年6月の定時株主総会において監査役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会6回及び監査役会5回すべてに出席し、株式会社大林組グループ事業統括室長として、同社の企業集団における業務適正を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。
杉本 重治	社外監査役	昨年6月の定時株主総会において監査役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会6回のうち5回に、また、監査役会5回のうち4回に出席し、株式会社大林組業務管理室長として、グループ内部監査の観点から適宜必要な発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度までとする契約を締結しております。

<参考：執行役員>（平成21年4月1日現在）

氏名	会社における地位	担当
◎石井哲夫	※社長	
水谷裕	※専務執行役員	安全品質環境・技術全般
庄野豊	専務執行役員	エンジニアリング担当
鈴木克博	※常務執行役員	中国支店長
◎川田文和	※常務執行役員	事務部門統括、経営企画担当
◎濱田道博	※常務執行役員	営業部門統括、合材事業担当
山田正隆	常務執行役員	北海道支店・東北支店統括（東北支店駐在）
梶太郎	常務執行役員	技術研究所担当
河内隆秀	常務執行役員	安全品質環境担当
青沼晴雄	常務執行役員	工事部門統括、営業・工事・合材全般
伊藤久重	常務執行役員	関東支店長
◎田中實	常務執行役員	中部支店長
◎坪内卓夫	常務執行役員	大阪支店長
森則夫	執行役員	営業担当
平井正哉	執行役員	特殊工法・E X P工法担当
朝倉勉	執行役員	大阪支店堺N T C工事事務所長
☆三島敏郎	執行役員	九州支店長
☆前田洋	執行役員	経営企画部長

- (注) 1. ※印は取締役であります。
 2. ◎印は平成20年6月24日開催の第77期定時株主総会後の取締役会において昇任した執行役員であります。
 3. ☆印は平成20年6月24日開催の第77期定時株主総会後の取締役会において就任した執行役員であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、公認会計士法に定める監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって、新日本有限責任監査法人と名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から、財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法律上の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、法律上の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。

取締役会は取締役8名以内により構成し、各取締役は経営の意思決定と業務執行を行うとともに、取締役、執行役員及び使用人の業務執行を監督する。

監査役会は、監査役4名以内（うち社外監査役半数以上）により構成し、「監査役会会則」に則り、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の業務の執行状況の監査を行うとともに、計算書類等の適正性を確保するため会計監査を実施する。

会計監査人は、独立の立場から計算書類等の監査を行う。

② 企業倫理委員会

企業倫理遵守のための基本方策の策定など、企業倫理に関する重要事項を審議し、社内における企業倫理遵守の徹底を図るため、企業倫理委員会を設置し、定期的を開催する。

③ 内部監査の実施

「内部監査規程」の定めにより、内部監査部門である監査・内部統制室が、監査役及び会計監査人の監査とは独立して各部門の業務執行状況及び内部統制システムの監査を専ら担任する。

④ 社内規定の整備・運用

当社役員の行動規範として「企業倫理綱領」を定め、役職員に周知徹底し、企業倫理意識の定着を図る。また、「インサイダー取引防止規程」、「個人情報取扱規程」等法令遵守のための個別規定を整備、運用する。

⑤ 内部通報制度

法令・定款に違反するおそれがある事項を、当社の全職員から直接通報するための通報制度を設ける。

⑥ 独占禁止法遵守に関する誓約書

独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）の遵守徹底を図るため、全店の部長職以上の役職者に対し、「独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）に違反する行為は絶対に行わない」旨の誓約書の提出を義務付ける。

⑦ 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合はこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 「文書の保存・管理に関する規程」の整備・運用

「文書の保存・管理に関する規程」の定めにもとづき、法令、その他ガイドライン等に従い、業務上の必要性を勘案のうえ保存期間を定め、整備、運用する。

② 定期的監査の実施

監査・内部統制室は、各部門における情報の保存・管理の運用状況を定期的に監査する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な意思決定の決裁権限の明確化

重要な意思決定事項に関し、「取締役会会則」、「経営会議内規」、「決裁等に関する基準規程」等により決裁権限を明確化する。

② 「危機管理対策規程」の整備・運用

危機の未然防止に努めるとともに、万一、危機が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行い、業績への影響やダメージを最小限に食い止めることを目的とする「危機管理対策規程」を整備、運用する。

- ③ 危機管理の構築
危機管理の構築の機関としては、企業倫理委員会がその任に当たる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営会議
取締役を中心とするメンバーによる経営会議で詳細かつ迅速な意思決定を実現する。
- ② 執行役員制度
業務執行に専念する執行役員を設けることにより、効率的な業務執行を実現する。

(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の指導・管理
経営状況の把握等は経営企画部が行う。なお、子会社等の営業・人的支援に係る指導部署をそれぞれ別に定め、その部署が当該子会社等の業務に係る指導、管理を行う。
- ② グループ会社の重要事項の審議
当社取締役会において、グループ会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、グループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定する。
- ③ グループ会社への役員派遣
グループ会社の取締役、執行役員または監査役として当社役職員を原則1名以上派遣するものとする。派遣された当社役職員は、当該グループ会社の業務の適正の確保に努めるとともに、万一、法令・定款に違反するおそれがある事実及びグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社取締役及び監査役に報告する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は、内部監査の結果及び法令・定款に違反するおそれがある事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を監査役に報告する。

上記のほか、監査役は、取締役に対し、経営上の重要な事実の報告を求めることができる。

② 重要な会議への参加

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるすることができる。

③ 代表取締役との定期的会合

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する。

④ 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備

上記のほか、監査役は取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請することができる。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
(資産の部)	(負債の部)
流 動 資 産	流 動 負 債
現金及び預金	支払手形
受取手形	工事未払金
完成工事未収入金	買掛金
売掛金	短期借入金
有価証券	リース債務
販売用不動産	未払金
未成工事支出金	未払費用
材料貯蔵品	未払法人税等
繰延税金資産	未成工事受入金
未収入金	預り金
その他	完成工事補償引当金
貸倒引当金	工事損失引当金
固 定 資 産	設備関係支払手形
有形固定資産	その他
建物・構築物	固 定 負 債
機械・運搬具	リース債務
工具器具・備品	再評価に係る繰延税金負債
土地	退職給付引当金
リース資産	その他
建設仮勘定	(純資産の部)
無形固定資産	株 主 資 本
投資その他の資産	資 本 金
投資有価証券	資 本 剰 余 金
関係会社株	資 本 準 備 金
長期貸付金	利 益 剰 余 金
破産債権、更生債権等	利 益 準 備 金
繰延税金資産	その他利益剰余金
長期保証金	圧縮記帳積立金
長期預金	別 途 積 立 金
会員権等	繰越利益剰余金
その他	自 己 株 式
貸倒引当金	評価・換算差額等
資 産 合 計	その他有価証券評価差額金
75,850	土地再評価差額金
	負債及び純資産合計
	75,850

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

	百万円	
売 上 高		
完成工事高	77,215	百万円
製品等売上高	14,960	92,176
売 上 原 価		
完成工事原価	73,314	
製品等売上原価	12,479	85,793
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	3,901	
製品等売上総利益	2,481	6,382
販売費及び一般管理費		4,993
営 業 利 益		1,389
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	46	
技術指導料	21	
その他	30	99
営 業 外 費 用		
支払利息	129	
その他	21	151
経 常 利 益		1,337
特 別 利 益		
固定資産売却益	10	
貸倒引当金戻入益	3	
その他	5	19
特 別 損 失		
固定資産売却及び廃却損	93	
減損損失	279	
その他	33	405
税 引 前 当 期 純 利 益		950
法人税、住民税及び事業税	1,075	
法人税等還付税額	△42	
法人税等調整額	△418	614
当 期 純 利 益		336

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計	自 己 株 資 本 計
		資本準備金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成20年3月31日 残 高	6,293	6,095	6,095	952	12	8,500	803	10,267	△43	22,613
当 期 中 の 変 動 額										
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	△0	-	0	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△139	△139	-	△139
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	336	336	-	336
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-	△4	△4
土地再評価差額金取崩額	-	-	-	-	-	-	15	15	-	15
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△0	-	212	211	△4	207
平成21年3月31日 残 高	6,293	6,095	6,095	952	11	8,500	1,015	10,478	△47	22,820

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残 高	251	△1	△19	230	22,843
当 期 中 の 変 動 額					
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△139
当 期 純 利 益	-	-	-	-	336
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△4
土地再評価差額金取崩額	-	-	-	-	15
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△165	1	△15	△179	△179
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△165	1	△15	△179	27
平成21年3月31日 残 高	85	-	△34	50	22,871

個別注記表

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

販売用不動産	個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
未成工事支出金	個別法による原価法
材料貯蔵品	先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法によっている。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)については定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法によっている。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

過去勤務債務は、各事業年度の発生時に一括費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による均等額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は工事完成基準によっている。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の利息に対するヘッジ手段として金利スワップ取引を行っている。

③ ヘッジ方針

社内管理規程に従い、特定の資産及び負債の有する金利変動リスクを、保有期間をとおして効果的にヘッジする目的で利用している。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理適用の判定をもつて有効性の判定に代えている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(7) 重要な会計方針の変更

① 会計処理の変更

イ. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用している。

これにより従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益は0百万円減少し、税引前当期純利益は11百万円減少している。

ロ. 「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当期より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前期末における未経過リース料期末残高相当額（利子込み法）を取得価額とし、期首に取得したもとしてリース資産に計上する方法によっている。

これによる損益に与える影響は軽微である。

② 表示方法の変更

前期まで区分掲記していた特別損失の「事務所等撤去費用」（当期0百万円）は当期において重要性が減ったため、当期より特別損失の「その他」の中に入れて表示している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、差入保証金の代用として差入れている。

有 価 証 券	20百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	17,750百万円
(3) 受 取 手 形 割 引 高	893百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	5,400百万円
② 長期金銭債権	49百万円
③ 短期金銭債務	329百万円

- (5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,114百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売 上 高	17,012百万円
② 仕 入 高	675百万円
③ 営業取引以外の取引高	35百万円

(2) 減損損失

当社は工事部門については支店毎に、製品部門については事業所単位毎にグルーピングを行い、遊休資産については、個別物件毎に回収可能性の判断を行っている。

製品部門については収益性の低下等により下記資産グループの帳簿価額を、また遊休資産については事業の用に供していない、時価が著しく下落した下記土地について帳簿価額を、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(279百万円)として特別損失に計上した。

なお、当資産グループ及び資産の回収可能価額は、製品部門においては、償却資産は実質的な価値はないと判断されるため、その帳簿価額を備忘価額まで減額して評価し、土地は固定資産税評価額を基にした正味売却価額により算定している。また、遊休資産の土地については、固定資産税評価額を基にした正味売却価額により算定している。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失
製 品 部 門	兵 庫 県	建 物 ・ 構 築 物	65百万円
		機 械 装 置	41百万円
		工 具 器 具 ・ 備 品	1百万円
		土 地	127百万円
遊 休 資 産	神 奈 川 県	土 地	44百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の種類及び数

普通株式	226, 197株
------	-----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	419百万円
退職給付引当金	1, 599百万円
貸倒引当金	254百万円
その他の他	673百万円

繰延税金資産小計	2, 947百万円
----------	-----------

評価性引当額	△345百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	2, 601百万円
----------	-----------

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△7百万円
その他有価証券評価差額金	△5百万円
その他の他	△4百万円

繰延税金負債合計	△16百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	2, 584百万円
-----------	-----------

6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合		関係内容	
					直接 (%)	間接 (%)	役員 の兼任等	事業上の関係
親会社	㈱大林組	大阪市 中央区	57,752	建設、土木工事の請負並びにこれらに関連する事業、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関連する事業	40.66	—	—	建設工事の受注、製品の販売、建物等の貸借並びに建築工事の発注
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目		期末残高 (百万円)	
		建設工事の受注		16,971	受取手形、完成工事未収入金	5,346		
				未成工事受入金	589			
				受取手形割引高	893			

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 建設工事の受注、製品の販売及び建築工事の発注については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件となっている。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 490円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円21銭 |

8. 退職給付会計に関する事項

(1) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△9,036百万円
② 年金資産	4,228百万円
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△4,807百万円
④ 未認識数理計算上の差異	867百万円
⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④)	△3,939百万円
⑥ 前払年金費用	157百万円
⑦ 退職給付引当金 (⑤-⑥)	△4,096百万円

(2) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	380百万円
② 利息費用	224百万円
③ 期待運用収益	△119百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	174百万円
⑤ 退職給付費用 (①+②+③+④)	659百万円

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	2.5%
③ 期待運用収益率	2.5%
④ 過去勤務債務の額の処理年数	1年
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	5年

(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。)

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

資 産 の 部	の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部	の 部
	百万円		百万円
(資産の部)	(76,168)	(負債の部)	(53,071)
流動資産	55,352	流動負債	46,750
現金及び預金	9,908	支払手形・工事未払金等	29,857
受取手形・完成工事未収入金等	31,865	短期借入金	6,400
有価証券	20	リース債務	81
販売用不動産	17	未払法人税等	817
未成工事支出金	10,905	未成工事受入金	6,223
材料貯蔵品	339	完成工事補償引当金	54
繰延税金資産	900	工事損失引当金	900
その他	1,444	その他	2,416
貸倒引当金	△48	固定負債	6,320
固定資産	20,815	リース債務	173
有形固定資産	17,045	再評価に係る繰延税金負債	2,044
建物・構築物	3,139	退職給付引当金	4,096
機械・運搬具	1,708	その他	6
工具器具・備品	201	(純資産の部)	(23,096)
土地	11,740	株主資本	23,046
リース資産	251	資本金	6,293
建設仮勘定	2	資本剰余金	6,095
無形固定資産	279	利益剰余金	10,704
投資その他の資産	3,490	自己株式	△47
投資有価証券	562	評価・換算差額等	50
繰延税金資産	1,685	その他有価証券評価差額金	85
長期保証金	489	土地再評価差額金	△34
その他	1,377	少数株主持分	-
貸倒引当金	△625		
資産合計	76,168	負債及び純資産合計	76,168

連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

		百万円
売上高		92,533
売上原価		86,067
売上総利益		<u>6,466</u>
販売費及び一般管理費		5,051
営業利益		<u>1,414</u>
営業外収益	百万円	
受取利息配当金	35	
技術指導料	21	
持分法による投資利益	13	
その他の	30	101
営業外費用		
支払利息	129	
その他の	21	151
経常利益		<u>1,364</u>
特別利益		
固定資産売却益	10	
貸倒引当金戻入益	3	
その他の	5	19
特別損失		
固定資産廃却及び売却損	93	
減損損失	279	
その他の	33	405
税金等調整前当期純利益		<u>978</u>
法人税、住民税及び事業税	1,083	
法人税等還付税額	△42	
法人税等調整額	△417	622
当期純利益		<u><u>355</u></u>

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残 高	6,293	6,095	10,473	△43	22,819
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△139	-	△139
当 期 純 利 益	-	-	355	-	355
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△4	△4
土地再評価差額金取崩額	-	-	15	-	15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	230	△4	226
平成21年3月31日 残 高	6,293	6,095	10,704	△47	23,046

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日 残 高	251	△1	△19	230	-	23,049
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△139
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	355
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△4
土地再評価差額金取崩額	-	-	-	-	-	15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△165	1	△15	△179	-	△179
連結会計年度中の変動額合計	△165	1	△15	△179	-	47
平成21年3月31日 残 高	85	-	△34	50	-	23,096

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

東洋テクノ建設(株)、東洋パイプリーノベート(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 4社

持分法適用関連会社の名称

フォレストコンサルタント(株)、TMSライナー(株)、日本スナップロック(株)、
ミノル工業(株)

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致している。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有 価 証 券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デ リ バ テ ィ ブ

時価法

ハ. た な 卸 資 産

販 売 用 不 動 産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未 成 工 事 支 出 金

個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっている。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く。)については定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

二. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時に一括費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による均等額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理している。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ハ. ヘッジ方針

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用している。

借入金の利息に対するヘッジ手段として金利スワップ取引を行っている。

社内管理規程に従い、特定の資産及び負債の有する金利変動リスクを、保有期間をとおして効果的にヘッジする目的で利用している。

金利スワップについては、特例処理適用の判定をもって有効性の判定に代えている。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は工事完成基準によっている。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計処理の変更

① 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用している。

これにより従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益は0百万円減少し、税金等調整前当期純利益は11百万円減少している。

② 「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額（利子込み法）を取得価額とし、期首に取得したもとしてリース資産に計上する方法によっている。

これによる損益に与える影響は軽微である。

(2) 表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において「未成工事支出金等」に含めて表示していた未成工事支出金及び材料貯蔵品は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用されたことに伴い、当連結会計年度から「未成工事支出金」及び「材料貯蔵品」として区分掲記している。

なお、前連結会計年度の「未成工事支出金等」に含まれる未成工事支出金は11,760百万円、材料貯蔵品は438百万円である。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度まで区分掲記していた特別損失の「事務所等撤去費用」（当連結会計年度0百万円）は当連結会計年度において重要性が減ったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」の中に含めて表示している。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、差入保証金の代用として差入れている。

- | | |
|--|-----------|
| 有 価 証 券 | 20百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,767百万円 |
| (3) 受 取 手 形 割 引 高 | 893百万円 |
| (4) 当社においては「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。 | |

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,114百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは工事部門については支店毎に、製品部門については事業所単位毎にグルーピングを行い、遊休資産については、個別物件毎に回収可能性の判断を行っている。

製品部門については収益性の低下等により下記資産グループの帳簿価額を、また遊休資産については事業の用に供していない、時価が著しく下落した下記土地について帳簿価額を、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(279百万円)として特別損失に計上した。

なお、当資産グループ及び資産の回収可能価額は、製品部門においては、償却資産は実質的な価値はないと判断されるため、その帳簿価額を備忘価額まで減額して評価し、土地は固定資産税評価額を基にした正味売却価額により算定している。また、遊休資産の土地については、固定資産税評価額を基にした正味売却価額により算定している。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失
製 品 部 門	兵 庫 県	建 物 ・ 構 築 物	65百万円
		機 械 装 置	41百万円
		工 具 器 具 ・ 備 品	1百万円
		土 地	127百万円
遊 休 資 産	神 奈 川 県	土 地	44百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

46,818,807株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	139百万円	3円	平成20年3月31日	平成20年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成21年6月23日開催の第78期定時株主総会において次のとおり付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	139百万円	3円	平成21年3月31日	平成21年6月24日

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

495円72銭

(2) 1株当たり当期純利益

7円63銭

7. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 8 日

大林道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永澤 宏 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢田堀 浩 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 諏訪部 修 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大林道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 8 日

大林道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永澤 宏 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢田堀 浩 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 諏訪部 修 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大林道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大林道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する事項を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 21 年 5 月 13 日

大林道路株式会社 監査役会

常勤監査役 鹿 島 晃 ㊟

常勤監査役 堅 田 浩 ㊟

監査役 杉 山 秀 樹 ㊟

監査役 杉 本 重 治 ㊟

(注) 監査役鹿島晃、監査役杉山秀樹及び監査役杉本重治の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、長期に亘り安定した配当を維持することを第一とし、財務体質の強化や将来に備えた技術開発、設備投資等を図るための内部留保の充実を勘案のうえ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としています。

当期は、当初75周年の記念配当3円を予定しておりましたが、急激な収益悪化により平成21年2月9日に通期業績予想を修正（当期純利益5億円を2億円に修正）し、記念配当を誠に遺憾ながら取り止める発表をいたしました。その後、当期純利益は3億3千6百万円と改善したものの前期に比べ、32.1%減となる減益となりました。

これらを勘案いたしまして、また、安定した配当を維持するため、当期の期末配当につきましては、昨年と同様に1株につき3円の普通配当とさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

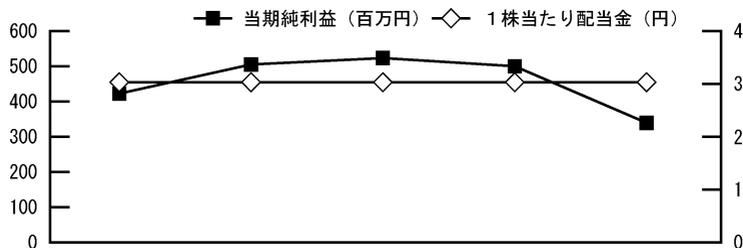
普通株式1株につき金3円 総額139,777,830円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月24日

<参考>

直前4事業年度の当期純利益と1株当たりの配当金の推移



	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期 (当期)
当期純利益 (百万円)	418	500	518	495	336
1株当たり配当金 (円)	3	3	3	3	3

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされています。このため、株券、実質株主、実質株主名簿及び株券喪失登録簿に関する規定並びにその関連する規定につきまして、条文及び文言の削除、修正等所要の変更を行うものであります。また、現行定款第7条の削除に伴い、現行定款第8条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

なお、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、経過規定として附則に定めるものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を、次の対照表記載の変更定款案のとおり変更いたしたいと存じます。

〔現行定款・変更定款案対照表〕

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(自己株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
当社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式の取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第35条 (条文の記載省略)</p>	<p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式の取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第34条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（5名）の任期が満了いたしますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	石井 哲夫 (昭和21年6月29日生)	昭和46年4月 株式会社大林組入社 平成14年4月 当社本店工務部長 平成15年4月 当社九州支店長 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 当社常務執行役員 平成19年6月 当社専務執行役員 平成20年6月 当社取締役社長（現任）	17,320株
2	川田 文和 (昭和27年2月10日生)	昭和49年4月 株式会社大林組入社 平成15年7月 同社名古屋支店総務部経理グループ長 平成16年6月 当社本店経理部長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社本店総務部長 平成20年6月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任） (担当：事務部門統括、経営企画)	2,000株
3	濱田 道博 (昭和27年1月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年7月 当社東北支店総務部長 平成15年4月 当社本店合材事業部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任） (担当：営業部門統括、合材事業)	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	青 沼 晴 雄 (昭和22年12月6日生)	昭和45年4月 当社入社 平成14年4月 当社関東支店副支店長 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員（現任） 平成20年4月 当社大阪支店長 (担当：工事部門統括、営業・工事・合材全般)	7,920株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

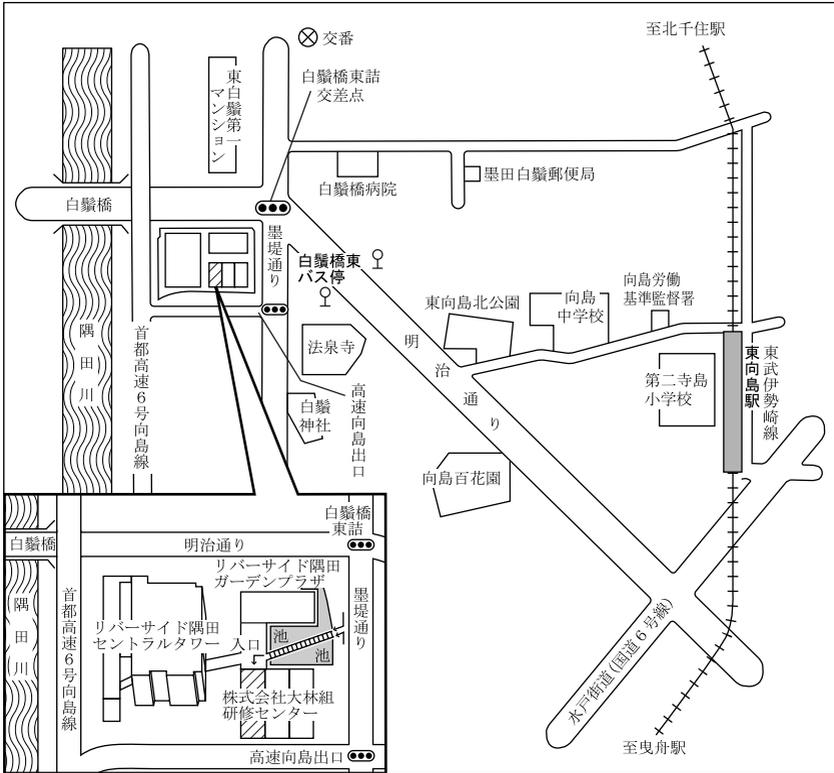
会場 東京都墨田区堤通1丁目19番19号

株式会社大林組研修センター 1階大研修室

交通 東武伊勢崎線 東向島駅より徒歩約10分

都営バス 白鬚橋東バス停より徒歩約4分

(里22系統 (日暮里駅前↔亀戸駅前)
 墨38系統 (東京リハビリテーション病院前↔両国駅前)
 南千48系統 (南千住駅東口↔亀戸駅前))



お問い合わせ先 大林道路株式会社本店総務部
 TEL 03-3618-6500